

令和4年6月10日 開会

令和4年6月21日 閉会

(定例第3回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第60号

令和4年第3回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月24日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和4年6月10日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和4年 第3回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和4年6月10日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年6月10日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第1号 令和3年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町税条例等の一部改正について)
- 日程第7 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第8 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町一般会計補正予算(第12号))
- 日程第9 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第10 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 日程第11 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第12 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第13 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第14 議案第39号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第40号 南部町法勝寺大豆加工所条例の廃止について

日程第16 議案第41号 令和4年度南部町一般会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第42号 令和4年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事日程の宣告

日程第4 諸般の報告

日程第5 報告第1号 令和3年度南部町繰越明許費繰越計算書について

日程第6 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町税条例等の一部改正について)

日程第7 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第8 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町一般会計補正予算(第12号))

日程第9 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))

日程第10 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))

日程第11 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号))

日程第12 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号))

日程第13 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))

日程第14 議案第39号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税
に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第40号 南部町法勝寺大豆加工所条例の廃止について

日程第16 議案第41号 令和4年度南部町一般会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第42号 令和4年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)

出席議員（14名）

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田子勝利君	書記	杉谷元宏君
		書記	高雄勇飛君
		書記	角田亘君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	土江一史君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	大塚壮君	総務課課長補佐	石谷麻衣子君
企画政策課長	田村誠君	デジタル推進課長	美甘哲也君
防災監	田中光弘君	税務課長	三輪祐子君
町民生活課長	渡邊悦朗君	子育て支援課長	芝田卓巳君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	水嶋志都子君
病院事務部長	山口俊司君	健康福祉課長	前田かおり君
福祉事務所長	泉潤哉君	建設課長	岡田光政君
産業課長	藤原宰君	監査委員	仲田和男君

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和4年6月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

手間地区と賀野地区に続き、南さいはく地域振興協議会もサテライト拠点「かまくら山荘」が5月14日に開館いたしました。私もオープニングイベントへ参加し、御挨拶をさせていただきましたが、この施設は地域の皆様の願いが詰まった施設です。南さいはく地域内の活動拠点にとどまらず、隣接するカントリーパークと併せて町内他地区や町外の皆様までも大きく交流の輪が広がっていくことを期待しているところです。

さて、年明けから爆発的に感染拡大しましたオミクロン株は、全国的にも、また県内においても減少傾向となっておりますが、引き続き感染予防対策への注意が必要なことに変わりはありません。本町でもワクチン集団接種が計画的に実施され、その成果が出ているところですが、今月末から4回目のワクチン接種が開始されると伺っております。ワクチン接種の感染防止、重症化防止効果は明らかになっております。接種の徹底により感染者数減少の流れを確実なものとし、一日も早く流行前の暮らしを取り戻すことができますよう切に願うものであります。

本定例議会におきましては、専決処分の承認、補正予算、条例の一部改正など、緊急かつ重要議案について御審議いただく予定としております。

諸議案の内容につきましては、後ほど町長から説明がございますが、町民皆様の要望に応えるべく提出されております全ての議案に対しまして慎重審議いただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 議会冒頭に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和4年第3回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席を賜り、開催できますことに御礼を申し上げます。

さて、ウクライナ戦争は3か月を超えましたが、事態解決の糸口はいまだ見つからず、各国の思惑も絡んで深刻さを増しています。改めて国際社会が連帯し、ロシア軍の即時かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づき誠意を持った対応を強く求めていかなければなりません。議会をはじめ、町民の皆様方とともに一日も早い平和的な解決を希求するものでございます。

また、ウクライナ戦争の混乱に加え、日本では円安が進んでいます。ドル円レートが昨年5月110円前後から現在135円と、これまで経験したことがない急激な円安によって輸入物品、特に生活必需品に関連するエネルギーや穀物など、高騰が進んでいます。国民、町民の暮らしに

直結する課題ですので、国、県と連携し、県民、町民の皆さんの健康と暮らしを守る対策を図ってまいります。

新型コロナワクチンの4回目接種につきましては、3回目の追加接種を受けられた方で60歳以上の方及び18歳以上で基礎疾患のある方、また3回接種から少なくとも5か月を経過した方に対して、西伯病院での集団接種を先行して行うよう現在準備を進めています。6月21日には接種券の発送を予定し、7月16日土曜日から希望者に対し、ワクチン接種を行いたいと考えています。

去る6月5日日曜日には、キナルなんぶの開館1周年記念行事として、京都清水寺、森清範貫主に来ていただき、桜、蛍、2文字の揮毫と御講演をいただきました。コロナ対策で事前予約者60名の来場者に限定した行事となりましたが、前回揮毫いただいた里と豊を併せて南部町の里地山風景の中での私たちの豊かな暮らしを文字にしたためていただきました。なお、昨年5月に開館したキナルなんぶの入場者数は、4月までの1年間で19万1,582人の方に御来場いただきました。

次に、明日6月11日土曜日、いよいよ法勝寺高校跡地を利用したJOC Aの温泉施設がオープンいたします。関係者のお話では肌がすべすべに潤うと、とてもよい泉質だとお聞きしております。子供も高齢者も、そして障がいをお持ちの方など、全ての人々がそれぞれを尊重するごちゃ混ぜのつながりが南部町の新たなまちづくりにつながることを期待したいと思います。

3月議会以降、3件の火災について御報告いたします。4月5日に市山で建物火災が発生し、母屋の一部と納屋が焼失いたしました。幸いけが人等、人的被害はありませんでしたが、南部町消防団29名、消防ポンプ車6台が出動し、西部広域消防隊と合同で消火に当たりました。4月10日には北方で草火災が発生し、南部町消防団18名、ポンプ車4台が出動し、西部広域消防隊と消火に当たりましたが、建物、人的被害はございませんでした。5月17日には与一谷で林野火災が発生し、南部町消防団20名、ポンプ車3台が出動し、西部広域消防隊と消火に当たりましたが、幸い家屋や人的被害はございませんでした。なお、与一谷地区では、地元の方が消火栓を使った初期消火を行っていただき、大事には至りませんでした。町民の皆様には、改めて火の取扱いには十分注意いただきますようお願いを申し上げます。

また、関東地区がいよいよ梅雨入りを行いました。梅雨前線による集中豪雨に警戒する時期を迎えます。町民の皆様には、4月にお配りした最新のハザードマップ、これが第3版になると思います。を御家族で御確認いただき、お住まいの地域が土砂災害や洪水のリスクがあるのかどうかを御確認いただきたいと考えます。ふだんから避難場所を2か所以上話し合っておき、

避難の際には隣近所にもぜひ誘っていただきたいと思います。今年度から防災体制を補強し、防災監に加え、経験豊富な防災アドバイザーも設置いたしましたので、集落や振興協議会などの防災訓練等にお声かけいただきたいと思います。

次に、人口動態について御報告いたします。3月1日から5月末の間に出生された方は7人、お亡くなりになった方は35人でした。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生した子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。5月末現在の人口は、1万383人でした。高齢化率は38.23%、5月末現在の今年度出生者は2名です。

本定例会におきましては、専決処分案件をはじめ、令和4年度一般会計補正予算、条例関係など12議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても町政の推進に必要な不可欠なものばかりでございます。全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

午後1時00分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第3回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

7番、白川立真君、8番、三鴨義文君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、12日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、12日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

西部広域行政管理組合のごみ処理等特別委員会並びに臨時会の報告を行います。

去る5月12日に、米子市役所淀江支所において、鳥取県西部広域行政管理組合ごみ処理施設等調査特別委員会が開催されました。

当日の協議案件は、濃縮水処理施設の事業費についてと、未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口の設置についての2事件でありました。

まず、濃縮水処理施設の事業費の件についてですが、これは淀江町小波にある一般廃棄物最終処分場の浸出水の処理において、従来の膜処理を行い浄化された水を放流し、塩分等を含んだ濃縮された浸出水を再度処分場内に返す方式では、処分場内の塩分等濃度が高くなるばかりであるため、新たに濃縮水処理施設を設置し、塩分等を乾燥固化した上で場外搬出することで、処分場内の塩分等の濃度上昇を防ぐというものであります。

最終処分場の受託業者がこの処理施設を建設するに当たり、建設費相当額の9億1,270万円を組合が貸し付けることで、金利負担部分の経費削減を図ろうとするものであります。財源は退職積立基金積立予定額の流用と財政調整基金の取崩し、市町村負担金でありました。退職積立基金予定額の流用については、そのような処理が可能であるのか等々質問がありましたが、事業自体には異論は出ませんでした。

次に、未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口の設置の件ですが、令和14年度稼働開始予定の次期ごみ処理施設の設計や建設工事に先立ち、処理対象物の検討の方向性や施設基本設計におけるごみ処理方式、余熱利用策等の設定、分別方法、経費の削減などに、民間事業者が持つごみ処理技術の提案や自治会等団体の公民連携協力の提案を反映することを設置目的とするとの報告を受けております。

続いて、5月23日に開催されました西部広域行政管理組合臨時会の報告をいたします。

当日は、令和3年度一般会計補正予算の専決処分、そして令和4年度一般会計補正予算の2議案が提案されました。

専決処分は、退職者が出たことによる560万円余りの退職金を計上するものであり、令和4年度の補正予算は、旧白浜浄化場の売払い収入の1,000万円の増額、最終処分場の濃縮水処理施設建設に係る1億5,800万円余りの計上で、総額1億6,857万7,000円の増額補正の提案でありました。

審査の結果、両議案とも可決、承認されました。

続いて、全国町村議長会正副議長研修会の参加報告を行います。

去る5月30日に、東京国際フォーラムにおいて、令和4年度全国町村議会議長会正副議長研修会が、また翌31日に全国町村会館において鳥取県町村議長会正副議長研修会が開催され、参加をいたしました。

まず、初日の研修では、東京大学名誉教授の大森彌氏による「町村議会のあるべき姿」、大正大学社会共生物学部教授の江藤俊昭氏による「町村議会議員報酬について」、そして上智大学法学部教授の三浦まり氏による「地方議会とハラスメント」の3件の講演がありました。

それぞれ有意義な講演でありましたが、特に江藤氏の講演中、議員報酬を議員の成り手不足だけで論じるべきではない。議会力アップにより議会・議員の魅力を住民に伝えることのほうがより重要である。そして、三浦氏の政治の世界での多数派である男性が、男性であるがゆえに与えられた特権に気づくことは難しい。男性にとって何の障害もない自動ドアのようなものが、女性にとっては大きな障壁となることが数え切れなくあるということを議員として理解してほしいというお話が強く印象に残りました。

2日目の県議長会の研修では、総務省新型コロナ対策地方連携総括官の大村慎一氏による「新型コロナウイルス感染症対策と今後の地域活性化について」と題した講演がありました。今後の変異に備え、注意を怠ってはならないが、第六波の感染拡大でウイルスの弱毒化が顕著になり、感染者数も減少傾向となっている。また、ワクチン接種による新規感染防止、重症化防止の効果も数値的に明確化してきており、今後はワクチン接種率が低い40歳代以下の世代の接種率をいかに上げていくのが事態解消の課題となる。町村における若者世代の接種率向上の取組に期待したいとありました。

初日、2日目ともに、いずれの講演内容も我々地方議会や議員活動に密接に関係した示唆に富んだものでありました。

以上、各報告に関する資料は議会事務局に備えてありますので、御覧ください。

以上、議長よりの報告といたします。

次に、議員からの報告を受けます。

公立西伯病院調査特別委員長、細田元教君。

○公立西伯病院調査特別委員会委員長（細田 元教君） 公立西伯病院調査特別委員会から報告させていただきます。公立西伯病院調査特別委員会について報告いたします。

この特別委員会は、一つには、西伯病院の経営計画に係る検証と西伯病院新改革プランの検討、もう一つは、西伯病院の統合・再編に係る基本的な考え方、以上2点について調査研究するものとして、令和2年12月定例議会において、議員全員で構成する公立西伯病院調査特別委員会として設置いたしました。

これまで10回の委員会を開催し、そのうち6回について西伯病院関係者からの聞き取りを行い、議論を重ねてまいりました。この間、病院の統合・再編に係る基本的な考え方については、新型コロナウイルスの関係で国の姿勢が大きく変わりましたので、今後の国の動向によって調査研究を再考することとしましたところであります。

西伯病院の経営計画の検証と新改革プランの検討につきまして、9回目の委員会で各委員から次のとおり意見をいただきました。一つ、病院の医師、診療内容のPR不足なので、まいちよこ通信のさらなる発行・活用を望む。一つ、新事業管理者、新病院長の着任による職員等のスキルアップが必要。一つ、地域の医療拠点になるよう町民から信頼される病院になってほしい。そのためにも医療福祉、診療所との連携調整会議等を行い、可能ならばカルテの共有化などができればよい。一つ、医師がセミナー等で各地に出かければ町民に喜ばれる。特に会見地区で開催されるとよい。一つ、小児科が充実すれば保護者が大変喜ばれる。一つ、もっと病院の強みを持つべきである。一つ、必要な医療を提供し、持続可能な、経営可能な診療をすべきである。一つ、高齢者に対する診療が今後大事になってくる。高齢化率が上がるとともに、医療・介護・保健の連携が一層重要である。一つ、医師・職員ともに経営意識をもっと持ってほしい。また、医師の高齢化の問題への対応が重要である。一つ、西伯病院の特徴である精神科、メンタルの問題が今後増えると思うので、対応をしっかりしてほしい。一つ、まちづくりの観点から町と病院が一緒になって政策医療を広げてほしい。経済・産業に多大な効果があると思う。一つ、医療充実の一つとして透析医療を考える必要があると感じる。一つ、西部医療圏内の病院の中で、患者・医師・職員の満足度ナンバーワンを目指してほしい。そのための経営コンサルタントの支援も必要と思う。ぜひ取り組んでほしい。

この意見を基に委員会として調査研究の結果をまとめて報告いたします。

一つ、経営に係る検証について。令和3年度から経営コンサルタントによる客観的な現状分析を活用し、経営戦略会議を立ち上げて新たな検討が始まっています。収益改善の具体的な目標設定

を掲げ、経営に対する意識向上を継続して図っていただきたい。

二つ、令和4年4月着任の新事業管理者、新病院長には、リーダーシップを取り、経営マネジメント力を発揮していただきたい。併せて接遇のさらなる向上等、職員のスキルアップにも引き続き取り組んでいただきたい。

3、南さいはく地域では、精神科医師によるへき地医療が実施されています。また、この4月から小児科医師が着任しました。少子高齢化に加え、人口減少社会の中で我が町の地域医療を形づくるためには、西伯病院、町、開業医、福祉、介護施設等、複数にわたっての連携が欠かせません。南部町が持つ地域性の中で医療ニーズに沿った病院づくりをどのようにして進めるのか、西伯病院をどう生かしていくかといった政策医療の視点で、しっかりと行政の政策課題として位置づけしていただきたい。

大きな二つ、西伯病院新改革プランの検討について。一つ、西伯病院としての強みと弱みを見極め、周辺医療機関と連携、協力しながら地域医療を支えていくことが求められています。さらに、新型コロナ禍の影響で病院の役割と病院間の連携、協働の重要性が一層強まっています。町民から信頼される病院、県西部圏域において満足度ナンバーワンの病院を目指し、そのための具体的な形を分かりやすく経営強化プランに盛り込んでいただきたい。

二つ、経営プランは病院が主体で策定されるものですが、新しいガイドラインにおいては都道府県、病院を持つ自治体が積極的に関与することとされてます。事業開設者の町として、プラン策定の過程において病院としっかりした認識を共有して、この策定に関わっていただきたい。また、パブリックコメント等の透明性をもって進め、策定後は計画期間内のプランの達成状況について外部評価を行う仕組みをつくっていただきたい。

3、関連事項について。一つ、3月29日に開催された町長と院長の特別対談、「将来の地域医療について考える」の反響は大きかったようです。今後も町民との関わりを深め、町民との共感を持てるように西伯病院の現状を知っていただき、地域医療の現状について理解を深める取組をしていただきたい。

二つ、西伯病院だより「まいちょこ通信」を通じて医師や診療内容をPRし、地域に根差した病院となれるよう今後も発行を継続し、情報発信を強めていただきたい。

以上、西伯病院は地域の財産です。病院経営を取り巻く状況につきましては、人口減少、医師不足、医療費抑制政策の普遍的要因に加え、医療機器、材料費の高額化、受診抑制、患者の流出の外的要因、病院としての経営力、不採算部門に係る町長部局との関係等、複雑に問題が絡み合っていて、病院単独ではなく地方自治の政策的な課題となっているようですが、単に経営上の問題ば

かりではなく、本来の開設目的を果たしているのか、どうあるべきかの議論が肝腎・肝要なところでは、

町長の方針、院長の医療者としての信念、事業管理者の経営方針、町民の要望・願い等、十分に検討する体制を整えていただき、西伯病院が町民から信頼され、地域包括ケアシステムの中心として持続可能な地域医療を提供する病院となることを期待して、報告といたします。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 報告第1号

○議長（景山 浩君） 日程第5、報告第1号、令和3年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、報告第1号、令和3年度南部町繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり令和3年度南部町繰越明許費繰越計算書を議会に報告をいたします。

そういたしますと、次ページをお願いします。なお、この件につきましては、3月定例会におきまして、繰越明許費設定の議決をいただいているもの及び専決処分をしたものでございます。

それでは、繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計が全22事業、繰越額は4億7,390万9,480円。公共下水道事業特別会計が1事業で、繰越額は892万6,000円となります。中身につきましてはお読み取りをいただきたいと思います。以上、報告といたします。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第1号、令和3年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第6 議案第31号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例等の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書1ページをお願いいたします。議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例等の一部改正について）です。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町税条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和4年3月31日付でございます。

これは令和4年度税制改正に基づく地方税法等の一部改正に伴い、南部町税条例等の一部を改正するものでございます。

内容についてですが、まず、個人住民税に関する改正について3点御説明いたします。

1点目は、住宅借入金等特別税額控除の特例の見直し等についてでございます。所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置が講じられていますが、適用期限を4年延長し、令和7年12月31日までに入居した者が対象となるものです。また、控除限度額につきましては、消費税の引上げによる需要平準化対策が終了したことから引き下げるものでございます。こちらの施行日は、令和5年1月1日です。

2点目は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式についてです。現行制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式が選択可能であります。税負担の公平性の観点から課税方式を一致させるものでございます。こちらの施行日は、令和6年1月1日です。

3点目は、合計所得金額に係る規定の整備についてです。平成30年度改正で公的年金等控除額を所得税の合計所得金額に応じて判定する仕組みが創設され、個人住民税において公的年金等控除額の算出に退職所得を含まない合計所得金額を把握する必要性が生じたため、規定を整備するものでございます。こちらの施行日は、公的年金等控除額の算出において、退職所得を含まない合計所得金額を用いる改正については、令和6年1月1日。給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書の記載に係る改正及び確定申告書における個人住民税に係る付記事項に関する改正は、令和5年1月1日です。

次に、固定資産税に関する改正について3点御説明いたします。

1点目は、土地に係る負担調整措置についてです。令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅が、現行は評価額の5%のところを2.5%とするものでございます。こちらの施行日は、令和4年4月1日です。

2点目は、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充及び適用期限延長についてです。より良質な省エネ改修を支援する観点から、工事費要件を50万円超えから60万超えに引き上げ、併せて断熱改修工事費用が50万円を超える場合であって、太陽光発電装置などの工事費用と合わせて60万超えとなる場合も対象とし、適用期限を2年延長し、令和6年3月31日までとするものでございます。施行日は、令和4年4月1日です。

3点目は、固定資産税に係る登記所からの市町村への通知事項の拡大についてです。所有者不明土地の増加に対応するため、不動産登記法の改正が行われ、登記簿に登記される事項が新たに追加されるため、所要の措置を講じるものでございます。施行日は、固定資産課税台帳記載事項証明書に係る改正は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日。DV被害者に対する支援措置が可能である旨を法令上明確化する改正については、令和4年4月1日です。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 税条例の専決処分に反対します。議案第31号ですね。午前中の全員協議会で課長のほうから説明を受けてきました。

反対する理由としては2つです。この内容には2つ、改正内容に個人町民税と固定資産税の点での、いわゆる大本の税法が変わったので、町の税条例も改正するというので、毎回このような内容については専決処分で済まされてきております。

中身については、住宅借入金等の特別税額控除の特例の見直しというのは、いわゆる消費税が上がったとき、期限を限ってこの影響力を下げるために需要平準化対策をしたんだけど、それを終了したことから引き下げるところで、対象を聞いた場合、今まで144人中の29人が何らかの形で税を負担することが分かりました。少額で少ないとはいえども、町の税条例にはやはり国の動向ですよ、税をどのように考えて、どこから取るかというの出てきているというふうに思いました。やはり消費税を上げることが、住民の暮らしの中にも大変だということ分かってやってきたことですよ。いまだに下がっていない。消費税はそのままだし、この住民の暮らしや物価高騰見ても、これを5年間で引き下げて、元に戻していくためにするよということにつ

いては、いささか住民の暮らしを軽視してるというふうに考えざるを得ないというふうに思いました。

2つ目の上場株式等の配当所得に係る課税方式については、本来、いわゆる税ですね、所得税等については、民主的な在り方としては総合課税が適切であろうと、これはなさってきた方々もが御存じだと思えますよ。この中でもなるべく公平になるようにしようということで、今後は申告不要と申告分離課税の選択がなりますよっていうんですけれども、もともと上場株式等の配当所得等に関わる課税方式自体が不公平なんですよ。

今、これに、今の現状から見たら、今度の内閣は配分どころか、所得を上げるんじゃなくて資産所得を増やそうということになったら、この分離課税をもっと有効に、有効って私たちから見たら不公平なんですけど、してこようということが目に見えてると思うんですよ。そういうときに町の自治体は、国が決めることや、仕方ない、全国どこでもこういうようにすると思うんですけれども、少なくともそれをするとき、住民の暮らしにとってどうなのかという観点を必ず忘れないで、自分の責任でなくてこうなることについては、住民の暮らしにとってどうなるかということ、きちっと議会でも示していただきたい。どういうところに影響あるかということを出していただきたいということも専決処分でも求めておきたいと思うんです。

とりわけこの説明のときには課長もおられたように、特に税条例になったら中身が専門的になって分からないことが多いんです。それを議会のほう、議員も分からんだろうから、承知で出しているわけじゃないと思うし、議員自身も勉強しないといけないと思うんですけれども、こういう条例改正するときについてしっかり時間を取って、説明する時間をきちっと取って、どういう内容なのかということも知らせていただきたい。税条例っていうの、非常に大事な中身ですので、そういう努力もしていただきたいということ、付け加えて反対です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 議案第31号、税条例の専決処分の承認求めることですが、中身は今、眞壁議員が言われたように、やっぱり大本の国の地方税法が改正されまして、これやるのは市町村でございまして、それに逆らうわけにはございませんが、その改正内容の改正点の中で、個人住民税の件で、特に住宅ローン控除が切れるのが令和4年から7年まで延長すると、またそれについて減収分は国から来ますというように説明も受けまして、家を建てられた方のローン減税が、住宅ローン控除のが延長になると、大変わしいと思っております。

それと、株式の件については税の負担の公平性が、他の影響を及ぼさないように整備する、そ

のような内容でございまして、そしていいと思います。

固定資産税についても、これは南部町の土地の該当ありませんでしたが、現行の5%を2.5%にする。

また、面白い、よかったのは、省エネ住宅改修を行った場合が、適用期限を2年間延長してでもそれをやっていただきたい。固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の中で一番私がよかったというのは、DV被害者等の住所に関わる問題がこの中に、条例に入っておりまして、今後の改正については、どうしても国の大本が変わってますのでやりますけども、我が町民に対しても結構恩恵があるところがありましたので、賛成させていただきます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例等の一部改正について）を採決いたします。

議案第31号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第32号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書は9ページをお願いいたします。議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）です。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和4年3月31日付でございます。

これは令和4年度税制改正に基づく地方税法施行令の一部改正に伴い、南部町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

施行日は、令和4年4月1日とし、令和4年度以降の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第32号の国民健康保険税の令和3年度の専決に反対いたします。

令和4年度のこの分については、課税限度額を上げるという、毎年行っている分ですよね。今回、基礎課税が2万円、後期高齢が1万円の引上げということになりました。それで、課長が作ってくださった資料では、3番目、限度額改正による影響世帯数、本町ではどうなのか。1,331世帯中、改正後、基礎課税分6世帯、後期高齢分7世帯、介護納付金4世帯のように2桁いかないところを見れば、南部町の国保世帯というのは比較的所得の少ない方が多いということが分かると思うんですよ。

この中で、先ほど午前中の全員協議会で毎年聞いているように、限度超過額の超過した世帯数の中で一番所得の低い人は幾らで、金額幾らかって聞いたとき、6人世帯で所得が814万、この家庭の方が今回、改正によってどれだけ国保税の負担になるかということ、基礎課税が限度額の65万、後期高齢も限度額の20万、合わせて85万、プラス介護納付金が幾らか、90万超えてくることになるのかなと思うんですけども、いわゆる所得の1割以上の負担になっているわけなんですよ。これは町とすれば、国が言ってくるからもうするしかないだろうということなんですけれども、一つには、毎年このように上げてくるけども、そしたら、国保世帯に入っている世帯が、景気がいいときだったらいいですけども、この間の何年か見てだけ、特にコロナの問題、ウクライナの問題考えたときに、このやり方はやはり考えないといけないのではないかなと思ったのが一つですね。

決して、町民の状況としてよくなっていないときに限度額上げることどうなのかという配慮は

やっぱりすべきだと、本来国がすべきだという点と、説明で現行改正後のこのグラフ使いましたけども、うちのように小さい町では、これぐらい上げたからといって中間層にどれだけ恩恵があるかという内容ではないということ考えた場合、私たちは国保税の引下げをすべきだと言っている。ここ、限度額を上げることによって低所得者が助かるのだというけど、そういう規模の内容ではないことを考えた場合、私はやはりそれぞれの家庭見た場合、1割以上も、所得の1割を超えるような国保税というのはやはり負担が多過ぎるという点を指摘して反対をいたしますし、責任者については、町村長会等の中で決まったように、所得も増えるわけでもないのに課税限度額をこういうふうにはずっと上げ続けていくことについての是非も、ぜひとも声を上げていただきたいということを指摘しておきまして、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 議案第32号については、賛成の立場から討論させていただきます。

現行では基礎限度額63万が、今度改正後65万になる。後期高齢が19万が、20万になる。南部町で一番影響あるのは、やっぱり6割、7割強の方が低所得者層で減免世帯という、うちが一番厳しい中身ですが、その人やち、特に5割、2割軽減の人、応能部分、これを過ぎた人やちが今回の改正で上がるためにこれが下がってきた。要は中間、2割減、5割減の境界の方が今回これ恩恵を受ける仕組みになっておりまして、その代わり高額の人はその分、下がった分はちょっと税率が上がりますけども、お金のある人はやっぱり払ってもらっていいですけども、この5割軽減、2割軽減の方でもやっぱり結構厳しいんです。それが減額になるという今回の分ですので、担当課からそういう資料を頂きましたので、これについては賛成させていただきます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決いたします。

議案第32号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第33号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（令和

3年度南部町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書12ページでございます。議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第12号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度南部町一般会計補正予算（第12号）について、次のとおり専決処分をする。令和4年3月31日付でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、補正予算書（第12号）で説明をさせていただきます。よろしいですか。

議案第33号

令和3年度南部町一般会計補正予算（第12号）

令和3年度南部町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144,247千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,155,692千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年 3月31日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

そういたしますと、4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。1、追加です。3款民生費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金3,856万

7,000円、三世代同居支援事業160万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業200万3,000円。5款農林水産業費につきましては、広域基幹林道事業743万円。合計いたしますと4,960万円の追加となります。

次に、2、変更でございます。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費は、4,171万7,000円に変更いたします。

それでは、歳出から主なものを説明いたします。9ページを御覧ください。このたびの専決は各事業の実績によりまして予算の増減を行うものと、それに伴います各会計への繰出金の増減によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、8目基金管理費でございます。1億5,609万4,000円増額し、3億3,902万8,000円とするものでございます。これにつきましては特別交付税等の歳入の確定に伴いまして、積立額を増額するものとなります。

3款民生費、1項社会福祉費、6目後期高齢者医療費は155万8,000円減額し、1億8,953万9,000円といたします。これにつきましては後期高齢者医療特別会計への繰出金の確定によるものでございます。

10ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費は、551万7,000円減額の1億4,180万円。9目農地費は、147万7,000円減額の3,929万7,000円となります。これにつきましてはがんばる農家プラン事業、農林業基盤整備補助金交付事業の実績による減額となります。

2項林業費、2目林業振興費は、142万7,000円減額の3,560万8,000円となります。これにつきましても農林整備促進事業の実績による減額となります。

11ページです。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費でございます。606万9,000円増額し、7,029万1,000円とするものでございます。町道の除雪実績の増によるものでございます。

4項住宅費、2目住宅整備費につきましては、142万5,000円減額の387万1,000円とします。これにつきましては土砂災害特別警戒区域内住宅建替事業の実績による減額となります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、350万円減額の1億2,913万6,000円となります。これにつきましては児童生徒就学援助・奨励事業での実績による減額となります。

5項保健体育費、3目学校給食費は、407万5,000円減額の1億2,303万2,000

0円となります。学校給食の賄い材料費の実績による減額ということになります。

次に、歳入の主なものを御説明いたします。6ページを御覧ください。9款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税収補填特別交付金でございます。152万8,000円増額の592万8,000円といたします。これにつきましては新型コロナウイルス感染症により固定資産税の減収分を国が負担するものでございます。

10款地方交付税です。1億2,063万3,000円増額し、37億5,616万6,000円といたします。これにつきましては特別交付税の額の確定によるものが主なものでございます。

7ページをお願いします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、667万4,000円減額の2億3,083万8,000円となります。これにつきましては地方創生推進交付金が576万5,000円の減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては90万9,000円の減、いずれも事業実績による減額となります。

続いて、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、重度訪問介護等利用促進支援事業補助金が1,343万5,000円増額の9,592万4,000円、4目農林水産業費県補助金が1,255万4,000円増額の1億6,599万4,000円、5目土木費県補助金が71万2,000円減額の160万6,000円となります。いずれも歳出側の事業費の増減によるものでございます。

続いて、18款繰入金、1項特別会計繰入金、2目住宅資金貸付事業特別会計繰入金につきましては、848万2,000円の増額となります。これにつきましてはさきの3月議会で住宅資金貸付事業特別会計を廃止する条例を可決いただきました。このことによりまして残額を一般会計に繰り入れるためのものでございます。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この予算書の先ほど課長が説明してくれた中の7ページのところです。いわゆる7ページの県の支出金、2、県補助金で、4の農林水産業費県補助金で、農地耕作条件改善事業費補助金っていうの、1,601万5,000円が県から入ってきてるわけですよ。

内容は、この事業説明の12ページの方ですね。農地耕作条件改善事業になるわけですね。それは分かるんですけども、今回この補正予算っていうのは専決ですよ。3月までにやっとか

んといけん分の専決で、一番早いところの議会にかけてくるって分かるんですけども、例えばこういうふうに、こういう補助金っていうのは専決でしか処理できなかったということなんでしょうか。

それが例えば時期の問題とかもあると思うんですけども、本来であれば予算を計上して委員会等にかけてってなると思うんですけども、こういう事態が起こるとのことだと思んですけども、専決のところに来るってよっぽど年度末になって来たということなんでしょかというのがちょっと一つ聞きたいのと、もう一つは、町長にお聞きしますのは、住宅資金の貸付事業特別会計繰入金、今回、848万2,000円をして、前回、条例も、いわゆる特別会計もなくして一般会計に入れるということについては議会のほうからも提案したし、それは賛成ですが、3月議会も含めて、これを一般会計の中に入れることによって、今、残っている、いわゆる今までの滞納の未納額があるわけですよ。その未納額を処理していく方法と、だとすれば、これをどう解消していくかということと、どういう体制でいくのかということ一回ちょっと考えさせてくれということだったと思うんですけども、どういうふうな体制で臨もうとしてるんですかっていうのを聞きたいんですよ。

それで、具体的には、この回収業務を税務課にするんですか。とすれば、結構、8,000万近く残ってますよね。そのお金どうするかということについても計画が要ると思うんですけど、どういうふうに位置づけて、どこの課にして、その業務を当たらせようとしてるんですか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。事業説明書の12ページの農地耕作条件改善事業ですけども、対応策のところに書いてありますが、県内での調整がありまして追加配分を頂いております。その関係で3月補正の時点で間に合わず、今回、補助金に関して計上するというふうになってしまいました。大変申し訳ありません。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。住金のことにつきましては、ここの議会の中で度々御質問もいただき、ただただ私どもも非常に答弁に窮するところが多い事案でございます。一般会計に移りました後は、やはり税務課が中心になりながら対応はいたしますが、現在でも滞納に関する委員会を設けてますので、副町長を中心にその中で法的な対応の仕方、考え方をもう一度整理しながら対応を考えていきたいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、基本的には議会の対応とか住宅資金の貸付けで一

般会計の中に入っても、担当としては税務課が行っていくと。これは前も確認したと思うんですが、この滞納の整理についても税務課がやっていくということになれば、町長はどう思いですか。

例えば税務課の徴収吏員っていうのは会計年度任用職員とか当たってるわけですよ。本当に必要なところにきちっと職員が配置されてるかという点でいえば、今まで議会から見ていても、いわゆる職員の数が間に合ってるというふうには思えないわけですよ。それを、これを持っていくことによって余計仕事が増えるんだけれども、それは対策委員会とかで具体的にその仕事も分けてなさるということにするわけですか。それとも一手に副町長が入れば副町長が責任を持ってこれやりますっていうことになるわけですか。議会としてはそれ聞いておきたいんですよ。回さないでほしい、あっちこっちに。どうされるんですか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。委員会のほうは私がトップとなって全課を調整していくことになると思います。事務の業務のほうにつきましては、やっぱり税務課のほうが中心になって業務のほうに当たっていただいて、そのほかの課については連携しながら一緒にやって取り組んでいきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長部局にお願いしておきたいのは、ここ再三ずっといろんなところに回るんですけども、議会のほうからも、中を見たら生活保護世帯、亡くなっていらっしゃるのか後継者がいないとか、幾ら見ても返済できる計画とかめどがないところとか、明らかにもう借りたものを返す能力がないこと分かっているがいつまでも金があるよ、借金があるよということで年に2回通知が行くっていうのは、これは町としては考えんといけないことだと思うんですよ。副町長が言った法的にというのであれば、法的に個人のものでなかなか難しいんですけども、どうするかということを、生活保護を考えたり、裁判にかけるのあるかもしれませんが、そういうことを早急になさるということを計画なさってるわけですか。

これも後始末の大きな一つだと思っています。特にその金額については国に求めていくことと同時に、解決させていくということ、そういうことをしていけないといけないと思うんですが、そういうこと対策委員会でそれなさいっていくということですね。その確認です。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。この住宅の貸付金については、税とは違ったところでの民事のことになると思います。ですので、こうやるんだというマニュアル的なものはございませんけれども、一件一件ちょっとどういった状況なのかを調べながら対応を検討していき

たいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町一般会計補正予算（第12号））を採決いたします。

議案第33号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

ここで休憩を入たいと思います。再開は14時30分といたします。

午後2時13分休憩

.....
午後2時30分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第9 議案第34号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書14ページでございます。議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。補正予算書を御覧ください。

.....
議案第34号

令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,370,024千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年 3月31日

専決 南部町長 陶山清孝

.....
それでは、歳出のほうから説明させていただきます。5ページを御覧ください。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費です。補正額が252万7,000円で、合計1億4,071万2,000円になります。こちらは一般被保険者高額療養費の補正になります。3月補正に引き続き、補正をさせていただくものになります。

続きまして、7款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金になります。補正額が1,500万円になり、合計が1,500万円になります。こちらのほうは基金のほうに余った金額を積み立てるものになります。

続きまして、9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額がマイナスの204万3,000円、合計が1,000円になります。

続きまして、4ページを御覧ください。歳入になります。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税になります。補正額は950万6,000円を減額しまして、1億9,038万8,000円になります。こちらのほうは医療給付費が1,092万3,000円、あと後期高齢者の支援金部分として141万7,000円を増額するものになります。

続きまして、5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金になります。2,499万円を増額補正しまして、合計10億7,603万8,000円になります。こちらのほうは県のほうからの普通調整交付金と特別調整交付金になります。普通調整交付金のほうは実績額になります。特別調整交付金のほうは特別調整交付金のほうが4項目ありまして、特別調整交付金と都道府県繰入金、保険者努力支援、特定健診等負担金等の合計で265万6,000円の増額になっております。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））を採決いたします。

議案第34号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第35号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書16ページをお願いします。議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年

度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分をする。令和4年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。補正予算書で説明させていただきます。

議案第35号

令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和3年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,889千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年 3月31日

専決 南部町長 陶山清孝

それでは、歳出から説明させていただきます。4ページを御覧ください。4ページの下、歳出になります。2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金になります。こちら補正額は188万9,000円増額補正しまして、1億4,289万4,000円になります。こちらのほうは住民の方から頂いた保険料を広域連合のほうに分賦金として支払うものになります。

続きまして、上段ですけれども、歳入になります。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、補正額が344万7,000円増額補正しまして、合計1億67万3,000円になります。こちらのほうは歳入として特別徴収の保険料の増額と、普通徴収の保険料の減額になります。あと、2番で滞納繰越分の保険料が72万6,000円の増額になります。

続きまして、4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。こちらのほうは補正額が155万8,000円減額し、合計4,380万4,000円になります。こちらのほうは基盤安定の繰入金になりまして、軽減してる部分の繰入金になります。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第36号

○議長（景山 浩君） 日程第11、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書18ページでございます。議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分をする。令和4年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。補正予算書で説明させていただきます。

議案第 36 号

令和 3 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度南部町の墓苑事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,439 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,441 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 31 日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

歳出から説明させていただきます。5 ページをお願いします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額が 6 万 6,000 円の減額で、合計 77 万 2,000 円です。こちらのほうは一般管理費を実績により減額させていただいております。

次に、2 款諸支出金、1 項償還金、1 目償還金です。補正額は 83 万円の減額で、合計 66 万 9,000 円になります。こちらのほうは償還金でして、83 万円の減額になっております。

あと、3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費になります。こちらのほうは 54 万 3,000 円を減額してゼロになります。

続きまして、4 ページを御覧ください。歳入です。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目墓地使用料です。193 万 5,000 円を減額し、26 万 3,000 円とするものです。墓地の使用料は墓地を借りられた方から一括でもらう使用料になります。こちらのほうが 1 か所ありまして、193 万 5,000 円を減額させていただきます。

続きまして、1 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目墓地手数料です。1 万 7,000 円減額させてもらって、66 万 5,000 円になります。墓地の手数料ですけれども、1 万 7,000 円減額させてもらっております。毎年の使用料です。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金です。20 万 7,000 円増額し、20 万 7,000 円とします。一般会計のほうから繰入れをしないと会計が成り立ちませんでしたので、一般会計からの繰入れを行っております。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金です。前年度繰越金として 30 万 6,000 円を増額し、30 万 6,000 円となるものです。前年度繰越金です。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤です。今、この予算書を見る限り、もうこの公営墓地
が維持管理ができない状態になってるような気がするんですけども、町長、その辺の考えはどう
でしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員のおっしゃるとおり、一面では課題として墓じ
まいということが現実起きています。取りあえず墓は買って将来に備えたんだけれども、墓苑
を使っていないので行政に返すということ。

これはもう一方では、旧会見地区でやっていますように比較的安定しています。その地域性だ
とか、いろいろなことがあると思いますけれども、もうしばらくこの墓地の問題については、今
の状態を運営しながら、空いた墓地に入居はないのかどうか、入居というんですかね、お使いに
なっていないかかどうかということを図っていきたいなと思っています。

おっしゃるとおり社会の流れは墓じまいという流れがありますので、一気にでは行政がそれに
一緒になって役目は終えたということにはなかなかかなりにくいだろうと思いますので、もうしば
らく状況を見させていたいただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町墓苑事業
特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

議案第36号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書20ページでございます。議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長です。住宅資金貸付事業は補正予算書のほうで説明をいたします。

.....
議案第37号

令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,392千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年 3月31日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

.....
このたびの補正につきましては、令和3年度末をもって住宅資金貸付事業特別会計が廃止となるため、歳入歳出差引き後の残余金を一般会計へ繰り出すものです。

5 ページをお開きください。歳出から説明をいたします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費です。8 4 8 万 2, 0 0 0 円を補正し、8 7 0 万 5, 0 0 0 円とするものです。これは一般会計への繰出金の補正となります。

次に、3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費です。9 万円を減額してゼロ円とするものです。

次に、歳入を御説明いたします。4 ページに移ります。2 款繰越金、2 項繰越金、1 目繰越金です。6 4 7 万 7, 0 0 0 円を増額し、6 4 7 万 8, 0 0 0 円とするものです。これは前年度からの繰越金を補正しております。

次に、3 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目住宅新築資金貸付金元利収入です。1 6 5 万 5, 0 0 0 円を増額し、2 3 5 万 6, 0 0 0 円とするものです。これは住宅新築資金貸付金の滞納繰越分を実績見込みに応じて補正をしております。

次に、2 目住宅改修資金貸付金元利収入 1 8 万 5, 0 0 0 円を増額し、2 3 万 5, 0 0 0 円とするものです。これは住宅改修資金貸付金元利収入の滞納分を実績見込みで補正をしております。

次に、3 目宅地取得資金貸付金元利収入 7 万 5, 0 0 0 円を増額し、3 7 万 6, 0 0 0 円とするものです。こちらにつきましても宅地取得資金貸付金元利収入の滞納分を実績見込みにより補正をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 7 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号））を採決いたします。

議案第 3 7 号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書22ページでございます。議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、補正予算書のほうで説明のほうをさせていただきます。1ページ目を御覧ください。

.....

議案第38号

令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ683千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248,652千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年 3月31日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

.....

今回の補正は、消費税及び地方消費税の納付額が確定したことによるものになっております。

歳出から説明をさせていただきます。4ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、

1目一般管理費68万3,000円を増額し、1,409万4,000円とするものです。

次に、歳入について御説明します。4ページ上段側です。4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金53万1,000円増額し、1億734万2,000円とするものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金15万2,000円を増額し、15万2,000円とするものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第14 議案第39号 から 日程第17 議案第42号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第14、議案第39号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてから、日程第17、議案第42号、令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第14、議案第39号から日程第17、議案第42号までの提案説明をお願いします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書24ページをお願いします。議案第39

号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは鳥取県の地域再生計画の変更認定及び総務省令の一部が改正されたことに伴って所要の改正を行うものでございます。

固定資産税の課税免除または不均一課税を行う対象認定事業者について、鳥取県の地域再生計画の実施期間が延長されたことに伴い、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間を令和6年3月31日まで延長します。また、総務省令の一部が改正され、整備計画の認定から供用開始するまでの期間を2年から3年に延長するものでございます。

この条例の施行日は、公布の日としております。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書26ページでございます。議案第40号、南部町法勝寺大豆加工所条例の廃止についてです。

次のとおり南部町法勝寺大豆加工所条例を廃止することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該施設は、旧法勝寺高校跡地に施設を有していましたが、民間事業者の新規プロジェクト推進により既に解体撤去し、現有していません。施設利用者への対応としては、民間事業者の新施設の建設計画に加工所機能を有した施設の設置を了承いただき、町民の加工作業の継続を担保しました。新施設オープンまでの間は法勝寺児童館調理室を代替施設として利用することとして運用してきましたが、新施設に併せて本条例を廃止するものでございます。

この条例の施行日は、公布の日としております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。それでは、補正予算書のほうで説明をさせていただきます。

.....
議案第41号

令和4年度南部町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,764,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年 6月10日 提出 南部町長 陶山清孝

令和4年 6月 日 決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、5ページを御覧ください。地方債補正でございます。1、追加です。起債の目的は、過年度農業用施設災害復旧事業（単独）、限度額780万円。過年度林道災害復旧事業（補助）、限度額510万円。同じく単独事業、限度額450万円。それぞれ起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。これにつきましては令和3年度7月豪雨の災害復旧事業に係るものでございます。

次に、2、変更についてです。起債の目的は、光ファイバ整備事業、限度額2億9,650万円。それから、県営農村地域防災減災事業（ため池整備、豪雨対策）でございますが、これにつきましては220万円に変更いたします。両事業とも起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。光ファイバ整備事業につきましては、委託料から工事請負費への変更に伴う増額、ため池整備につきましては、県事業の計画変更によるものでございます。

次に、10ページを御覧ください。歳出の主なものを御説明いたします。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、4目CATV管理費でございます。180万円増額し、6,125万9,000円とするものでございます。これにつきましてはケーブルテレビの施設につきまして、法勝寺局舎、天萬局舎での電気代を新たに計上させていただくものでございます。

9目企画費につきましては255万3,000円増額し、5億7,571万3,000円とするものでございます。これは買い物支援事業といたしまして、高島屋のローズちゃん号に代わる事業者に対しまして補助をいたします。地域の買物事情を継続するためのものでございます。また、デジタル推進課が行いますデジタルリーダー育成事業では、シニア向けのスマホ教室に講師として若い世代を活用して教室を運営しようとするものでございます。

14目合併事業費でございます。4,785万円増額し、3億1,075万円とするものです。

これは光ファイバ整備事業におきまして、当初予算では委託業務として計上していたものを工事請負費として新たに計上し、併せて増額補正をお願いするものでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、4, 406 万 5, 000 円増額の 4 億 3, 855 万 2, 000 円といたします。これにつきましては住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業としまして、令和 4 年度に新たに非課税世帯となった世帯へ 1 世帯当たり 10 万円給付するものと、生活困窮世帯に対する光熱費の助成事業として住民税非課税世帯へ 1 世帯当たり 7, 000 円助成する事業でございます。なお、前者につきましては国の 10 分の 10 の事業、後者につきましては県の 2 分の 1 の補助となります。

11 ページをお願いします。同じく 3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉費総務費でございます。627 万 5, 000 円増額し、1, 500 万 4, 000 円とするものでございます。これにつきましては子育て世帯生活支援特別給付金といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や物価高騰などの影響を受けている低所得の子育て世帯、いわゆる児童扶養手当受給者に対しまして児童 1 人当たり 5 万円を給付するものでございます。全額国費となります。

3 目児童手当でございます。552 万 7, 000 円増額し、1 億 4, 360 万 6, 000 円といたします。これにつきましても低所得の子育て世帯を支援する観点から、住民税非課税世帯の子育て世帯に対しまして児童 1 人当たり 5 万円を給付するものでございます。これも全額国費となります。

12 ページをお願いします。4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費につきましては 2, 446 万 7, 000 円増額し、8, 901 万 1, 000 円といたします。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業といたしまして、4 回目の接種を行うための人件費や委託料を計上しております。

4 款衛生費、5 項上水道費、1 目上水道費は 2, 887 万 5, 000 円増額し、3, 824 万 9, 000 円といたします。これにつきましてはコロナ禍におきまして原油、それから物価の高騰の現状におきまして広く住民や企業の負担軽減を行うために、水道料金の基本料金を半年間全額免除することで生活や業務の継続の一助とすることを目的といたしまして、水道会計へ補助するものでございます。財源といたしましては、国の補助金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対策分を充てます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農業振興費でございます。675 万 9, 000 円増額し、2 億 2, 129 万 5, 000 円とするものです。この負担金補助及び交付金につきましては、

農村振興公社が所有していますトラクターが更新時期を迎えております。そのため、新規導入に際しまして補助をいたします。それと、コロナ禍におきまして、先ほどもありましたけども、燃料の高騰などによる農家の収入の減少に対応するため、農業共済の掛金を現状4分の1の補助から2分の1補助に引き上げ、農家の負担軽減を図るものでございます。経営所得安定対策等推進事業につきましては、南部町農業再生協議会事務局の体制見直しに伴う必要経費を追加をお願いするものでございます。

次ページをお願いします。園芸施設等復旧対策事業でございます。令和4年3月の大風によりまして被害を受けましたビニールハウスに助成するものでございます。

8目畜産業費は733万8,000円増額し、750万8,000円といたします。これにつきましては昨今の状況によりまして、飼料価格、資材、燃料代などが高騰しております。畜産農家の経営を圧迫していることから、県と協調いたしまして緊急支援を行うものでございます。

14ページをお願いします。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は1,620万5,000円増額し、1億7,124万2,000円とするものでございます。これにつきましてはGIGAスクール構想で小学校3年生以下の児童へ1人1台のパソコンを整備するものでございます。

15ページをお願いします。5項保健体育費、3目学校給食費は、525万9,000円増額の1億3,533万4,000円といたします。コロナ禍における原油高騰、物価高騰で今後の賄い材料費の上昇が想定されています。保護者の負担を現状のまま据え置きまして、物価上昇分について国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応をいたします。

16ページをお願いします。10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費は1,200万円増額し、1,200万2,000円、3目林業施設災害復旧費は2,450万円増額し、2,450万2,000円といたします。これにつきましては過年度の災害復旧に伴う工事費等の増額となります。

11款公債費、1項公債費、1目元金は6,240万円増額し、6億9,846万1,000円といたします。令和2年度から令和3年度に繰越事業として実施いたしております光ファイバ整備事業の事業実績によりまして、令和2年度に借入額が過大となったため、繰上償還を行うためのものでございます。

続いて、歳入を御説明いたします。7ページをお願いします。主なものを説明してまいります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は936万7,000円増額し、1,738万5,000円とするものでございます。これにつきましては4回目の新型コロナウイルス

スワクチン接種対策費国庫負担金となります。

同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は6,534万2,000円増額し、2億7,092万円となります。これにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、歳出側の各新型コロナ対策に充当するものでございます。

2目民生費国庫補助金は4,958万1,000円増額し、8,884万3,000円といたします。歳出側の非課税世帯への給付金、子育て世帯への給付金へ充当するものでございます。

3目衛生費国庫補助金は1,510万円増額し、3,830万9,000円といたします。歳出側の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業への充当となります。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金でございます。250万円増額し、2,424万6,000円といたします。これにつきましては歳出側の買い物支援事業への充当となります。

2目民生費県補助金は、367万5,000円増額の8,598万7,000円といたします。生活困窮世帯への光熱水費助成に対する県からの補助でございます。

8ページをお願いします。4目農林水産業費県補助金、以下、各事業に対する県の補助金となります。

18款繰入金、2項基金繰入金、2目減債基金繰入金は、6,240万円増額の3億9,540万円といたします。これは歳出側で説明しました起債の繰上償還を行うためのものでございます。

21款町債、1項町債、1目総務債につきましては4,600万円増額し、3億1,190万円といたします。

9ページ、をお願いします。3目農林水産業債は150万円増額し、3,210万円。

7目災害復旧費は1,740万円増額し、1,740万円といたします。これにつきましては冒頭申し上げました起債の変更、追加によるものとなります。

次に、17ページをお願いします。17ページです。一般職の給与費明細書でございます。

(1) 総括についてです。給与費と共済費の合計は、1,010万5,000円の増額となります。

内訳は18ページです。ア、会計年度任用職員以外の職員では、中ほどの給与費の比較で職員手当が239万2,000円の増額となります。これにつきましては新型コロナウイルスワクチンの接種におきまして職員の時間外手当ということになります。

イです。会計年度任用職員につきましては、合計771万3,000円の増額といたします。

これも新型コロナウイルスのワクチンの接種による報酬及び時間外勤務手当等の増額が主なものとなっております。

次に、20ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして、65億6,541万7,000円となります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、私のほうからは議案第42号について補正予算書のほうを用いまして説明のほうをさせていただきます。

1ページ目を御覧ください。議案第42号、令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、令和4年度南部町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和4年度南部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益34万9,000円を増額し、2億2,150万2,000円とするものです。内訳ですが、第1項営業収益2,852万6,000円を減額し、1億6,249万5,000円とするものです。第2項営業外収益2,887万5,000円を増額し、5,900万7,000円とするものです。

次に、支出です。第1款水道事業費用34万9,000円を増額し、2億832万8,000円とするものです。内訳ですが、第1項営業費用34万9,000円を増額し、1億8,920万7,000円とするものです。

今回の補正は、コロナ禍におきまして物価高騰等により今後の大幅な負担増により、水道料金の納付が困難になる方が増加するというような見込みの中で、生活支援等を目的としまして一般用、営業用及び公共用の基本料金の3期分、6か月分について全額を免除するものでございます。なお、減収となる基本料金全額分については、一般会計から補助金を受けるといったものになっております。

それでは、補正予算の明細書のほうで説明をいたします。4ページの収入を御覧ください。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益2,852万6,000円を減額し、1億6,028万7,000円とするものです。これは基本料金3期分の全額を免除したのものによるもので

す。

2項営業外収益、3目他会計補助金2,887万5,000円を増額し、3,031万3,000円とするものです。これは一般会計からの補助金でございます。

次に、5ページの支出を御覧ください。1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費34万9,000円を増額し、2,399万6,000円とするものです。これは基本料金を免除する通知をしますけれども、その郵送料になっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

なお、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑のみをお願いいたします。なお、総括的な質疑とは、横断的な質疑ないしは全体的な質疑というふうに定義をされておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第39号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 次に、議案第40号、南部町法勝寺大豆加工所条例の廃止について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第40号の南部町法勝寺大豆加工所条例を廃止することについて、町長にお聞きいたします。

今回、条例として法勝寺大豆加工所の廃止が上がってきました。経過については担当課並びに先ほど副町長からもお聞きしたところですが、加工所のこの廃止する条例の中には、大豆加工所条例の設置の第1条には、当時、水田利用再編対策の推進と転作の団地化、定着化を図るため、南部町法勝寺大豆加工所を設置するという形で公費を使って、いわゆる農業振興と所得の向上を掲げてつくられてきたと思うんです。それが今回、もう廃止をして、言ってみれば地域再生推進法人のJOCAが同様な施設を建てるので、そこを利用してもらうということなんですけれども、この中に、住民から見たらその利用状況や利用の条件どうなるかというところが一番心配なわけですね。それと、何かもし事故があった場合とかどうするのか、結構使うんですよ、大きなもの使ったりしますからね。

それで、この当時の加工所の条例には第7条と8条で、使用料については、加工所の使用料は、これを徴収しない、公ですからね。ただし、8条で加工に係る経費の実費は頂くんですよということで、私たちが利用してそれを払ってきたわけですよ。この点は、この地域再生推進法人のJ O C Aと町長はどのように話ししているのか。住民に不利益を講じてはならないと思うんですよ。その辺の姿勢をどうするかということをごここでちょっと言っというてほしいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それで、この件で今までは町の施設でもらっていたのが、言ってみれば町から外れることによつての、そこでの当然事故等の責任については、その設置者が行うということになるんですね。町から受け継いだものですが、その辺についても基本的な考え方とJ O C Aとどのようにお話ししているのかということをごちょっと聞かせてください。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。事前にJ O C Aさんのほうとは新施設の利用に当たつての協議はさせていただいております。使つていただいております利用料金、町が実費徴収をしている金額と同額の利用条件で施設利用をスタートしていただけたということで協議済みで、この件に関しましては5月19日の情報なんぶで皆さんにお知らせをさせていただいたというふうに思っております。

それから、事故等につきましては、施設設置者のほうがその災害保険等々加入いただいているというふうに考えておりますので、町のほうとしてはちょっと何もしてないということで御報告させていただきます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 利用条件については、なるほど、情報なんぶで知らせて今までと変わりませんよということは、今、めぐみの里というところが、これは指定管理ですよ。指定管理でやって、そこと同様の金額でいくということになるわけですね。

町長、地域再生法人とはいっても、そこがいろいろな人を雇つてする以上は収益等が上がつてこんかつたら全く同じ、今まで町が投資してるから、いわゆる経費だけでよかつたんですけども、今後、この例えばJ O C A等については、ここを、この大豆加工所の金額を上げるときについて町と相談するとか、何かそういう決め事があるんですか。

そのことと、先ほど課長が言つた、保険掛けてあるだろうではなくて、今まで町がしていたものを地域再生推進法人にしていくときに住民の利益等、不都合なことがないようにということ話し合い十分にしないといけないと思うんですよ。これやらないといけないじゃないですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員のおっしゃられるとおりで、住民の不都合があつてはならない。特にけががあつたときの問題は重要な問題ですので、早急に対応を図りたいと思つてます。その分を町が掛ける部分と、もうJ O C Aがあの施設をどのように使うかということの整合性をもう少し整理しなくちゃいけないなと思つています。

そもそもが、大豆加工所は昭和59年に当時の法勝寺高校の武道館、ここの中でもあの武道館を使われた方もおられるかもしれませんが、古ぼけたあの武道館を、当時の転作の補助金を使いながら、ブロックローテーションでつくり出した大豆を地域の中で使いたいという、行政主導でやったものだという具合に記憶もしてますし、お聞きもしています。

その後、めぐみの里を造ってそちらのほうに大がかりな施設を造つたので、法勝寺の古くなつた武道館、武道場の後は廃止をして、そこに移っていただくということだったんですけども、なかなかそこに高齢の御婦人方が行けないわということもあつて、2か所体制がずっと続いてきたという事実もございます。その中で、両方ともみそや豆腐を地域の御婦人を中心にしながら、自宅で取れた大豆や、そして国産大豆を使ったおいしいおみそを使うんだということがずっと続いてきたわけですし、それを、今回なくなつたということでJ O C Aに町としてお願いをして、機能を持ったものを造っていただいたという経過でございます。

ぜひ皆さんにも使っていただきたいと思つてますし、それから広報なんぶでもお知らせしましたとおり、町内、ある今、えぶろんだつてあつたり、それからめぐみの里であつたり、特に指定管理をやつてますめぐみの里とJ O C Aは指定管理下の関係にありますので、同じ値段でやつていただくようにしております。将来的に例えば今の保険の問題であつたり、運営上の問題であつたり、いろいろ想定もされますので、今後、運営の状態見ながらJ O C Aと、指定法人としての機能もありますので、しっかりと話し合つていきたいと思つています。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 分かりました。しっかりと話をし、住民に不利益等や不便を感じないようにしていただきたいということと同時に、町が造つためぐみの里もそうですよね。めぐみの里も住民の農家の方の所得向上も一つの条件だったんですよ。だとすれば、指定管理をしてもその目的は達してるかどうかということを確認できないんじゃないかと思つてますよ。往々にして私たちが感じているのは、町は指定管理をしたらそのままにしてるんじゃないか。

委員会で結構ですから、この機会に指定管理をしためぐみの里の利用状況とこれまでの実績で

すよね、その数字を課長に出してもらって、その辺について利用が広がっているのか、住民から本当に利用されてるのかというところの検討をしてほしいと思いますので、こちら資料を出していただきたいということです。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 答弁はよろしいですか。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第41号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 1点お聞きします。今回のこの予算見ましたら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が南部町に入ってきておると思います。そのほとんどの、これの補正予算になってるかなと思うんですけども、えらい予算が少ないやな気がするんですけど、全額それ入れて、まだ国のいろんな補助金、県の補助金等入れてこの今回の補正予算は組み立てていると。できたら、委員会でもいいですので、その内訳等が分かれば教えてもらいたいと思います。今、大ざっぱでもいいですのでお願いしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますけれども、今年の4月の終わりぐらいに国から約6,700万円余り追加交付が来ました。その中で、物価高騰対策としまして約5,000万円、それ以外のところ通常分として約1,600万円、合わせまして6,700万円余り来たところでございます。

今回の6月補正につきましては、物価高騰対策としまして約4,700万円余りを計上させていただいております。残りにつきましては、約340万が残っている状況。それから、通常分につきましては今回いろいろ補正をさせていただいて、1,840万余りかけております。ですので、今後の、まだ上半期が終わったところ、半分終わったところ、今年ね。今年度半分終わったところですので、今後の活用も併せて考えていかないけんかなというふうに思っていますので、まだ余りはございます。詳しい資料、こんな資料作ってますけども、これにつきまして委員会のほうで御説明をさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今回の、町長もだし、皆さんが一番心配してるのは、今年の秋に

来る物価高、今まではコロナ対応の物価高といろんな問題があったが、今度はウクライナ対応で厳しいのが来るだろうというのは予想、いろいろなところから聞いております。これに対する対応を本当に、たった6,700万、800万しか来ん中でようやっておられるなどと思って、水道でも2,800万も入れていただけていますが。これらのまた議員さん、また住民のいろんな声を聴いて、本当に厳しなるんじゃないかな。それを生かしてセーフティーネットでいかれるかということ考えた今後の補正予算、また議会等にも説明していただきたい。要望でございますが、お願いいたします。委員会でもいいです。詳しく教えてください。

○議長（景山 浩君） 答弁はよろしいですね。（発言する者あり）

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。おっしゃるとおりで大変私も心配しています。しかし、議員御指摘のとおり、一つの町で対応するのは、このインフレの今後がどう展開していくのかということにかかっていますので、少々のことでは対応できることであればいいんですけども、今日の5月の企業統計では9.1%って言いましたっけ、9.1%も企業の物価が高騰していて、その中の高騰部分を消費者にしわ寄せするというのが普通の考え方でして、できない中間業者もたくさんおるということをお聞きしました。

町内のある建設会社の社長さんにお聞きすると、1日当たり油代が8万って言われましたかね、そのぐらい燃料が高騰してる。あるスーパーでは、5店舗分の省エネ対策を実行してほっとしたところに、今回の電気料金の値上げで3店舗分がぶっ飛んでしまった。非常に私たちが想像する以上に今企業が大きな波を食らっています。今後、この波が波動のようにして今度消費者側に来ると思われます。今、議員がおっしゃったように、夏から秋にかけて消費者物価がどのようになるのかということに注目していますので、この6,700万でそれを乗り越えるなんてことはどだい私も考えていません。国に対してもしっかりと要望しなくちゃいけませんし、こういうものについては国と県と市町村が連携しながら国民や町民の暮らしを支えていくということが大事だと思いますので、また御指導いただきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 補正予算についての質問です。先ほど細田議員も触れられましたが、今回2,887万5,000円を投じて上水道事業に基本料金を6か月間下げるということを予算の中に組み込んできました。私は、これは公共料金を下げるということは、住民の暮らしが大変な中で町が一番やりやすいやり方なのと一番効果的なやり方で、町は水道料金をよう下げてくれたなというふうに思っています。

でも、細田議員が言ったのと同じように、住民はこの物価高を非常に危惧して、実際もう食らってるわけですよ。そのときに町長、今回、自分たちはどういう思いで上水道のお金を下げたのかということと、今後、町が扱う公共料金についてどうしようと考えてるかということ、テレビを通じて町民を励ますようなこと言っただけませんか。非常に私たちが思ってる以上にもうその波は来てるんですよ。

そこで、例えば公共料金を引き下げることのもう少し抜本的な取組とか、必ず言ってくると思うんですよ。そのような今後予算を見通しておかなければ、なかなか住民の生活を支援することできないと思うんです。ちょっと町長、ここで議員にしゃべるじゃなくて、住民に対して今の状況で町は今後どのように考えてるかということを発表していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、かなり質疑から外れかけたものですので……。

はい。

○議員（13番 真壁 容子君） そしたら、こう言われたんですよ。今度、6か月間水道料金の基本料金下がるんだよって、そういうことをみんなに言って、町がこのことによってどうしようとしてるのかっていうことを町長にもっと町民に語ってもらってくれて言われました。この補正予算の中の意義を住民に語ってやってください、補正予算聞いてますからね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほども申しましたように、物価高を一つの町で皆さんの生活を支えるというのは非常に困難です。これまでの指標の中では、非常に低所得の方、それから学校給食を支える、この辺りのところは、これは町行政で皆さんから頂いた税金を再配分という形でやるのが自治だと思っています。

しかし、今日の企業物価指数が9.1も上がったということになると、これは先ほど細田議員がおっしゃったように、1割も上がったものを、じゃあ水道料金の基本料金を減額する程度のことでは収まらないと私は今日改めて思っています。状況をしっかりと情報収集しながら、議員の皆さんと意見交換を交えながら、これまで経験したことがないような状況だという具合に言っていますので、国も何らかの対策を取らなければならないと思いますし、県や国、そして市町村が力を合わせてこの苦境を乗り越えなくちゃいけないと思っています。

農業関係の資材だとか、今、機器等で喜んでいただけてますけれども、ほかのものも全てに影響してくるでしょうし、穀物価格も物すごい暴騰してると聞きます。ガソリンもそうですよね、まだ原油レートが上がっているという具合に聞いてますので、国挙げての大危機だと思っています。

す。それはここの議会の中でも言いましたように、これまで国内の需給を喚起する、喚起すると言いながら、農業を粗末に扱った罰がきてるんじゃないかという具合にも思います。ぜひ町民の皆さんと力を合わせてこの苦難を乗り越りたいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第42号、令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

13日月曜日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時48分散会
